

(故) ^{かなさし}金指貞子氏の寄附による ^{こおり}郡教育振興基金

平成30年度 募集要項 高校生留学奨励事業

1. 目的

この事業は、(故) ^{かなさし}金指貞子氏の遺志を受け、福岡市が公益財団法人福岡市教育振興会（以下「当会」という。）に設置した「郡教育振興基金」により、福岡市民の子ども等が異文化との触れ合いや異なる社会を経験することで、自国や地元の文化に対する認識を深め、様々な価値観を認めあい、アジア・世界に視野を広げることを目的としています。

2. 対象

原則として、海外留学協議会の加盟団体及び各留学支援団体が実施する高校生交換留学プログラムに参加して、海外の高等学校へ約1年間の留学をする人。又は、芸術分野において、十分な信用と実績がある海外の学校等へ1年以内の期間、留学をする人。

3. 募集定員

10名

4. 奨学金の額

留学費用の一部として1人50万円を上限に奨学金を給付します。

5. 応募資格

次の条件すべてに該当する人としてします。

- (1) 福岡市に居住する人の子ども等で、その保護者が福岡市内に引き続き1年以上居住する人。
- (2) 福岡県内の高等学校又は高等専門学校に在学している人。並びに、平成31年4月に高等学校等に入学を予定している人。
- (3) 原則として、海外留学協議会の加盟団体及び各留学支援団体が実施する高校生交換留学プログラムに出願した人で平成31年1月から12月まで（平成31年4月に高等学校等に入学を予定している人については、平成31年4月から12月まで）に留学が始まる人。
 - ※ 高校生交換留学プログラム以外で留学をする人、及び芸術分野における留学をする人は、個別にご相談下さい。
 - ※ 外務省による「海外安全情報」の「危険情報カテゴリー」レベル2以上の地域・都市への留学は対象外とします。
- (4) 学術、芸術分野において成績が優れ、国際相互理解、異文化体験、国際友好等に興味と意欲がある人。
- (5) 他からの奨学金、補助金等を受けていない人。（福岡県の助成制度を含みます。）
 - ※ 海外留学協議会の加盟団体及び各留学支援団体からの助成については、事前にご相談下さい。

6. 応募方法及び選考方法

各学校に配布してある高校生留学奨学金申請書に必要事項を記入の上、指定された書類を添付し、所定の期日までに当会へ提出して下さい。

なお、学校に申請書がない場合は、返信先を明記し、120円切手を貼ったA4サイズの封筒を同封の上、封筒の表に「高校生留学奨学金申請書請求」と朱書きし、当会まで請求して下さい。

(必ず、住所、氏名、在学する高等学校、高等専門学校もしくは中学校を記入して下さい。)

選考方法については、申請書の中にある「留学の目的」(作文)の評価と、面接試験を実施し、当会が設置した審査会で審議の上、決定します。

7. 提出書類

以下の書類をそろえて、当会に直接持参又は郵便書留で申し込んで下さい。

- (1) 高校生留学奨学金申請書
- (2) 誓約書
- (3) 本人と保護者の記載された住民票 (原本)
- (4) 在学証明書 (高校生のみ提出)
- (5) 海外留学協議会の加盟団体及び各留学支援団体の合格証書の写し (合格が決定していない人は合格までの間、海外留学協議会の加盟団体及び各留学支援団体への申込書の写しを提出し、合格後、合格証書の写しを提出して下さい。)

※高校生交換留学プログラム以外で留学をする人、及び芸術分野における留学をする人は、別の書類が必要になりますので、個別にご相談下さい。

8. 書類提出先及び提出期限日

書類提出先：公益財団法人 福岡市教育振興会

〒810-0001 福岡市中央区天神1丁目8番1号

提出期限日：平成30年8月1日(水)まで(必着)

※平成28年度から締切りが早くなっておりますのでご注意ください

受付時間：午前9時～午後5時(持参の場合は平日のみ)

9. 選考試験

奨学金希望者を対象に選考試験を下記の要領で行います。詳細は、後日文書にてお知らせします。

試験日時：平成30年8月中旬から下旬(予定)

試験場所：別途通知いたします。

試験内容：日本語、英語(日常会話程度)による面接試験を行います。

結果発表：平成30年9月下旬(予定)に文書にて本人に通知します。

※可否に関するお問い合わせにはお応えできませんのでご了承下さい。

10. 奨学金の支払い

奨学金は、奨学生が指定した銀行口座に振り込みします。なお、必要な場合は、指定機関に直接支払うこともできます。

11. 奨学金給付の中止

奨学生が下記に該当する場合、奨学金の給付を全部又は一部、中止することがあります。

- (1) 留学先の学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (2) 病気等の理由で成業の見込みがないとき
- (3) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (4) 操行が甚だしく不良であると思われるとき
- (5) そのほか奨学生として相応しくないと判断される時

12. 報告書の提出等

- (1) 奨学生は、毎学期終了又は履修終了後、学業成績表又は履修終了証明書及び生活状況報告書を当会に提出しなければなりません。
- (2) 留学前及び帰国後に、当会が実施する留学に関わる事業ならびに留学報告会での成果報告等情報提供に協力することを約していただきます。

問い合わせ先

公益財団法人 福岡市教育振興会
TEL (092) 721-1709